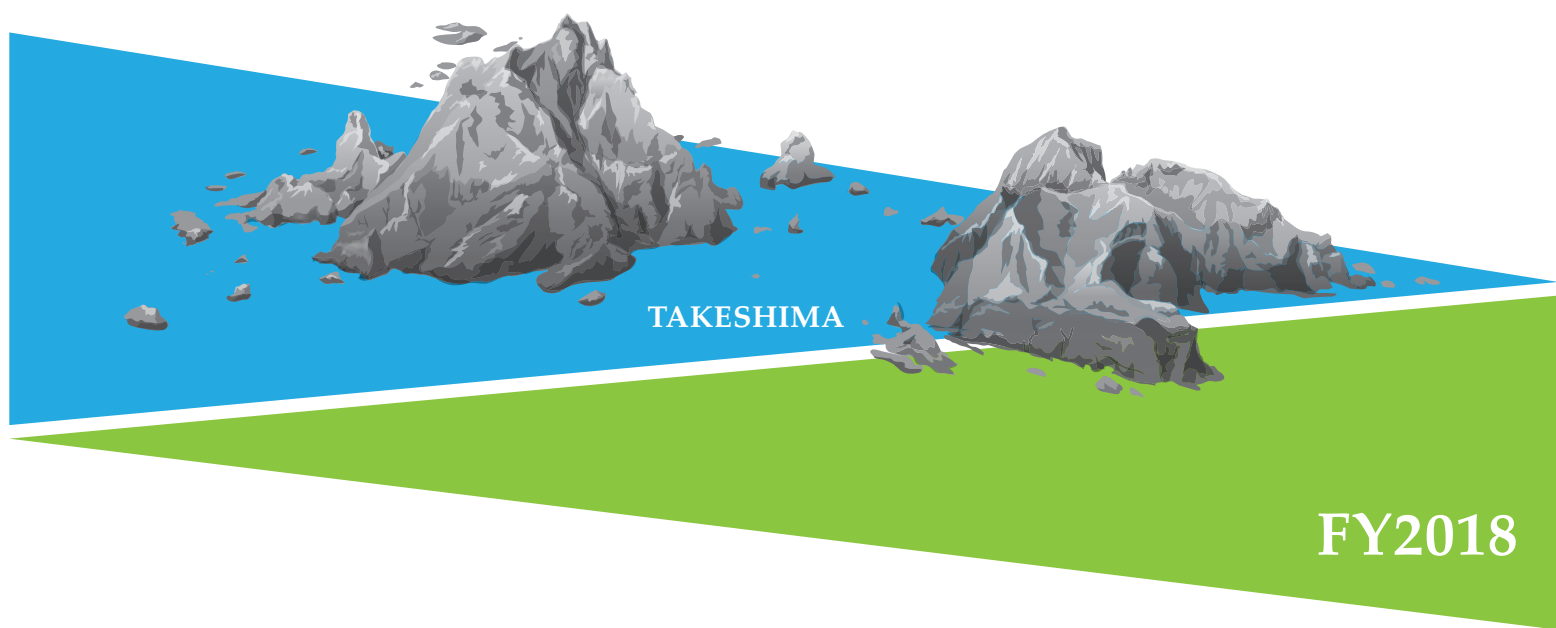


竹島に関する資料調査報告書

平成30年度内閣官房委託調査



報告書の見方



このマークは、竹島資料ポータルサイト（内閣官房領土・主権対策企画調整室）に資料が掲載されていることを示しています。報告書のPDFファイル閲覧時は、クリックすると当該ページがブラウザで開きます。

報H27/P7

掲載年度 掲載頁

過去の竹島に関する資料調査報告書に当該資料が掲載されていることを示しています。

竹島資料ポータルサイト：<https://www.cas.go.jp/jp/ryodo/shiryo/takeshima/index.html>

目次

1 はじめに	2
2 調査対象及び経過	2
参 考：竹島をめぐる動き	3

コラム：領土と認められるために必要なこと	4
----------------------------	---

3 研究チーム	6
4 研究委員会の開催	6
5 資料紹介	7
※資料部分：資料番号／資料タイトル／収録誌（著作者）等／作成年月日	

(ア) 日本の平穏かつ継続的な主権の行使を示す資料

資料群1：竹島を島根県に編入する閣議決定と竹島の行政上の所管に関する資料	7
No.1 『件名録』所収「無人島（隠岐島ヲ距ル西北八五里）所属ニ関スル件」	8
1905年（明治38年）	
No.2 明治42年勅令54号（隠岐島に島庁を置き竹島を隠岐島庁の管轄区域に正式に指定する勅令）	9
1909年（明治42年）3月29日	

(イ) 竹島周辺で行われた調査に関する資料

資料群2：戦後竹島周辺で実施された水産資源調査	11
No.3 島根県水産試験場調査写真	12
（GHQ占領終了後に島根県水産試験場が実施した竹島及び周辺海域調査時の写真）	
1953年（昭和28年）10月	
No.4 対馬暖流開発調査 その一 日本海中部魚道の海況漁況（沖島-竹島-隠岐島）『げんかい第2号』	14
（GHQ占領終了後の福岡県水産試験場による竹島に関する調査報告）	
1953年（昭和28年）6月	

(ウ) 諸外国の認識を示す資料

資料群3：サンフランシスコ平和条約草案作成過程における米英（連合国）の認識	16
No.5 ANSWERS TO QUESTIONS SUBMITTED BY THE AUSTRALLIAN GOVERNMENT	18
ARISING OUT OF THE STATEMENT OF PRINCIPLES REGARDING A JAPANESE TREATY PREPARED BY THE UNITED STATES GOVERNMENT.	
米国「対日講和7原則」に対する豪州の質問に対する米国の回答（対日講和条約の協議過程において、米国は、竹島が日本の領土に含まれるとの認識を豪州に伝達し、豪州は英国とも共有）	
1950年（昭和25年）10月	
No.6 JOINT UNITED STATES/UNITED KINGDOM DRAFT OF A JAPANESE PEACE	20
TREATY PREPARED DURING THE DISCUSSIONS IN WASHINGTON, APRIL-MAY 1951	
米英共同草案（1951年（昭和26年）4月-5月協議）	
（日本から除外する島について米英の不一致がないことが確認できる米英共同草案）	

6 あとがき	22
--------------	----

1 はじめに

株式会社ストリームグラフは、平成30年度、内閣官房領土・主権対策企画調整室の委託に基づき、竹島関連資料の調査を行った。調査にあたっては、竹島に関する専門家による研究チームを組織し、資料の調査を行った。また、研究チームが行う調査について助言を受けるため、有識者による研究委員会を開催した。

この報告書の記載内容は、研究委員会の助言を踏まえた研究チームの見解であって、政府の見解を表すものではない。

2 調査対象及び経過

これまでの竹島に関する資料調査事業の成果は、過年度（平成26年度から平成29年度）の報告書にまとめられている。今年度の事業は、これまでの調査を継続することとし、竹島関連資料の一層の充実及びその整理を目指して調査を実施した。

昨年度に引き続き、今年度も、諸外国の認識を示す資料として、戦後の日本の領土を確定したサンフランシスコ平和条約（1951年（昭和26年）9月8日調印、1952年（昭和27年）4月28日発効）の草案作成過程と、同条約発効後の英米の認識を示す資料を中心に、重点的に調査を行った。

参考：竹島をめぐる動き

関連資料等

江戸時代 ▶ 幕府許可のもと鬱陵島で漁撈が始まり、鬱陵島への航路上にある竹島が利用されるようになる（17世紀）



▶ 竹島渡海由来記抜書（1868年2月）

米子の大谷・村川両家が、江戸時代の初期17世紀に幕府の許可を得て竹島（現在の鬱陵島）へ出漁し、竹島に行く途中にある松島（現在の竹島）でも漁を行っていたことが示されている。（報H27/P7）

1904年
（明治37年） ▶ 中井養三郎が日本政府に竹島の貸下願いを提出（1904年9月29日）

1905年
～1945年
（昭和20年） ▶ 竹島の名称を定め、島根県に編入し、隠岐島司の所管とすることを閣議決定（1905年1月28日）

No.1 No.2

▶ 島根県知事が竹島の名称と所管を告示（1905年2月22日）



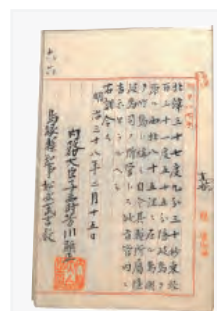
▶ [隠岐島ヲ距ル西北八十五哩ニ在ル無人島ヲ竹島ト名ケ島根県所属隠岐島司ノ所管ト為ス]（1905年1月28日）

竹島の名称を定め、島根県に編入し、隠岐島司の所管とすることを決定した閣議決定文書。（報H27/P15）

▶ 島根県が中井養三郎ほか3名にアシカ漁業を許可し、鑑札1枚を交付（1905年6月5日）以降、継続的に竹島の土地使用や漁業を許可

▶ 島根県が営業税の課目（漁業採藻）中にアシカ漁を加える（1906年3月1日）

▶ 商工省が小林源太郎外一名に対し竹島の燐鉍試掘を許可（1939年9月19日）



▶ 訓第87号（1905年2月15日）

閣議決定を受けて、内務大臣が島根県知事に対し、竹島の名称と所属、所管を告示するよう指示したものの。（報H26/P7）

1945年
(昭和20年)

ポツダム宣言受諾(1945年8月)

日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国と「吾等の決定する諸小島に局限される」とされた。(右参照)

降伏文書調印(1945年9月2日)

日本船舶の移動禁止(SCAPIN-1)^{*}(1945年9月2日) 連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)設置 (1945年10月2日)

占領下において、漁船を含む船舶の移動が大きく制限されるとともに、日本政府が行政権を行使できる領域が、本州、北海道、九州、四国の他、一部の島嶼に限定された。(SCAPIN-677等) ^{*}連合国最高司令官から日本政府に対する指令。

1950年
(昭和25年)

朝鮮戦争勃発(1950年6月)

1951年
(昭和26年)

サンフランシスコ平和条約の交渉作業が本格的に進む。(1951年3月～)(米国と英国が集行的に行った協議について右参照)

No.5 No.6

サンフランシスコ平和条約調印(1951年9月8日)

関係条文について右参照。条約の交渉国は竹島が日本の領土としてとどまるとの認識を共有していた。(P16以降参照)

1952年～
(昭和27年)

韓国による「海洋主権宣言」(1952年1月18日)

いわゆる「李承晩ライン」を国際法に反して一方的に設定し、同ライン内に竹島を取り込む。日本の他米英等各国は、同宣言に対して公海自由の原則に反するものである旨批判するとともに、日本は、韓国の竹島に関する要求に強く抗議した。(1952年1月28日)(抗議の継続、応酬について報H29/P14-15参照)

サンフランシスコ平和条約発効(1952年4月28日)

条約発効により、占領下における各種制限も解除された。ただし、竹島は日米安保条約に基づき爆撃訓練区域に指定され(1952年7月26日)、約8か月後に解除された(1953年3月19日)。

1953年～
(昭和28年)

島根県水産試験場による竹島上陸調査

(1953年5月28日～1954年3月23日まで4回実施)

No.3

No.4

韓国による竹島の不法占拠と日本の抗議

1954年～
(昭和29年)

▶ 韓国人が不法上陸していた竹島から、海上保安庁の巡視船が銃撃や砲撃を受ける事件が複数回発生(1953年7月12日～)。

▶ 日本政府は韓国政府に抗議するも、状況の改善は見られず。(抗議の口上書の応酬について報29/P14-15参照)

▶ 日本政府が国際司法裁判所への付託を韓国に提案(1954年9月25日)。以後、1962年、2012年8月に提案。

韓国が海洋警察隊を竹島に派遣(1954年6月11日)。それ以降、竹島が韓国に不法占拠される。

韓国は国際司法裁判所への付託をいずれも拒否。

ポツダム宣言(抜粋)

1945年7月26日発表^{※1}

八、「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ

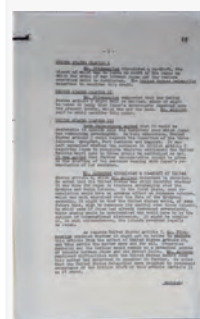
※1 米国、中華民国、英国の代表者が署名。後にソ連が参加。また、「ポツダム宣言の条項を誠実に履行すること」が定められた降伏文書には、さらに豪州、カナダ、オランダ、ニュージーランドの代表も署名している。

※2 カイロ宣言は、1943年11月に米英中の首脳により出された声明で、第1次世界大戦以降に日本が奪取した太平洋における一切の島嶼を剥奪すること等が示された。



▶ SCAPIN-677(GHQの指令) (1946年1月29日)

GHQは、日本国政府に対し、政治上または行政上の権力の行使を停止すべき地域等を指令し、この中に竹島を含めた。しかし、本指令第6項において、「この指令中のいかなる規定も、ポツダム宣言の第8項に述べられている諸小島の最終的決定に関する連合国の政策を示すものと解釈されてはならない。」旨、明記されている。(報H28/P18)



▶ 英米間協議(第7回会合議事要旨) (1951年5月2日)

1951年4月25日から5月4日にかけて行われたサンフランシスコ平和条約に関する米英の事務レベル協議の第7回協議議事要旨。米英双方の代表団は、日本が主権を放棄する領土のみを特定することが望ましい旨合意し、米国が作成していた草案の第3条について、日本から除外する朝鮮に済州島、巨文島及び鬱陵島の3島を挿入する必要があるとされた。竹島は日本が放棄すべき領土とはされなかった。(報H29/P33)

日本国との平和条約(サンフランシスコ平和条約)(抜粋)

第二章 領域

第二条(a)

日本は朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。

第六章 紛争の解決

第二十二条 この条約のいずれかの当事国が特別請求権裁判所への付託又は他の合意された方法で解決されない条約の解釈又は実施に関する紛争が生じたと認めるときは、紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、国際司法裁判所に決定のため付託しなければならない。(略)

※ただし、韓国は平和条約の当事国ではない。

**竹島問題と類似する領土紛争の判決例
「マンキエ及びエクレオ事件」**

イギリスとフランスが、国際司法裁判所で、マンキエ及びエクレオの帰属をめぐる争った事例は、かねてより、竹島問題との類似性が指摘されてきた。両国間に係争領域の帰属を明記する条約がなく、また互いに古くから当該領域を領有してきたと主張していたからである。

マンキエ及びエクレオは、イギリス領チャンネル諸島に含まれるジャージー島とフランス本土との間にある小島群である。19世紀末から、イギリスとフランスは、これらの帰属をめぐる争ってきたが、1950年12月、両国は特別協定を締結し、この問題を国際司法裁判所に付託することに合意した。

主たる争点は、マンキエ及びエクレオの帰属を決定するに足る国際法上の根拠は何かだった。両国は、まず中世以降の歴史的事実にもとづき、「古くからの権原」や「原始権原」を保持していると主張した。この点につき、裁判所は、広く知られている歴史的事実に照らして、イギリスのいう「古くからの権原」から、同国の見解が妥当であるとの推定を導くことができるとしつつも、これだけでは帰属を決定するに足る決定的根拠にはならないという。また、フランスのいう「原始権原」は、これも広く知られている歴史的事実に照らして、かりに保持していたとしても、失効した可能性が高いので、「別の有効な権原」に引き継がれる必要があるとされる。裁判所によれば、決定的に重要なのは、中世の出来事から導かれる間接的な推定ではなく、占有に直接関係する証拠である。

占有に直接関係する証拠として、裁判所は、裁判記録、課税、土地の登記、関係法律の制定および施設の構築を挙げている。これらは、「主権者として行動する意思」を示すものであって、「国家機能の表示」であるとされる。裁判所は、イギリスが関係する証拠をより多く提示した一方で、フランスは係争領域がイギリス領であることを認めていたと解される行動をとっていたことに留意し、これらは、いずれもイギリスに帰属するとの判決を下した。

**国際裁判所が提示してきた基準
「領域主権の継続的かつ平穏な行使」**

国家領域は、陸地の部分である領土、海の部分である領水および空の部分である領空から成る。国家領域の基本となるのは、陸地の部分である領土である。領土周辺の一定の海域が領水、領土と領水の上空が領空とされるので、領土がなければ、領水と領空もない。

国家領域に対しては、国家の主権が及ぶ。国家は、他の権力に従属することなく、自国領域に存在するすべての人および物を統治し、支配することができる。主権のなかで、統治を行う権利や領域を処分する権利など、領域にかかわる権利が領域主権である。

一定の陸地を国家領域とするためには、そうするに足る原因又は根拠が必要となる。国際法は、これを領域権原と呼んできた。先占、時効、割譲、併合、添付および征服などの様式が、伝統的に認められてきた領域権原である。しかし、これらの様式は、複数の国が対象領域に対して権原を主張するような場合を想定していない。実際には、竹島問題のように、複数の国が、権原について相反する主張をすることによって紛争が発生する。しかも、事実関係の複雑さと多様性が紛争の原因になっていることも少なくない。たとえば、先占が主張される場合、対象領域が無主地だったのか、それとも他国の領域だったのか、さらにはどの国が実効の支配を行ってきたのか、これらを決定する際に必要な事実関係を認定するのはきわめて困難である。

それゆえに、領域紛争の解決を依頼された国際裁判所は、伝統的な領域権原によらず、独自の基準を提示して解決してきた。その嚆矢が、1928年のパルマス島事件である。本件で、単独仲裁人として任命されたフーバーは、「領域主権の継続的かつ平穏な行使」が権原に相当するとし、その観点から、パルマス島の帰属を決定した。また、常設国際司法裁判所は、東部グリーンランド事件で、デンマークによる領域主権の継続的かつ平穏な行使と、それを相手国ノルウェーが承認していたことに依拠して、デンマークに係争地域が帰属するとの判決を下した。さらに、国際司法裁判所も、上述のマンキエ及びエクレオ事件で、「主権者として行動する意思」ともない、「国家機能の表示」とみなされる行為をとってきたと認定するに足る証拠を、フランスよりも多く提示したイギリスに、係争領域が帰属するとした。

**国家機能・主権者として行動する意思の表示と認定
されるのは？「立法権、行政権及び司法権の行使」**

このように、国際裁判所は、伝統的な領域権原のいずれかを適用して領域紛争を解決してきたのではない。紛争当事国に、「領域主権の継続的かつ平穏な行使」にあたる証拠、すなわち、対象領域について主権者として行動する意思をもって国家機能を有効に表示又は行使してきたことを示すものの提示を求め、その優劣を判断するという手法をとってきた。

これまで、国際裁判所は、対象領域に対する立法権、行政権及び司法権の行使を、たびたび「領域主権の継続的かつ平穏な行使」にあたりと認定してきた。たとえば、上述のマンキエ及びエクレオ事件で認定されたもののほか、狩猟及び漁業に関する法律の制定(東部グリーンランド事件)、海がめの卵の採取に関する規制管理措置、鳥獣保護地区の設置(リギタン・シバダン島に対する主権事件)、出入国管理規制(出入国審査官による対象領域への訪問、第三国国民に対する労働許可及び査証の発行)(カリブ海における海洋画定事件)、関係国公務員に対する対象領域への訪問

許可(ペドラ・ブランカ／ブラウ・バツ・プテーに対する主権事件)などがある。

他方、灯台や浮標などの航行援助施設の建設又は設置については、判断が分かれている。カタールとバーレーンの海洋境界画定及び領土問題事件では、「極小の島嶼」にこのような施設を建設又は設置した国は、かかる島嶼に対する主権を有するとの主張を裏付けるに足る証拠と認定された。他方、マンキエ及びエクレオ事件では、主として船舶輸送を保護するために、かかる施設が建設又は設置されていたとされ、国家機能・主権者として行動する意思の表示とはみなされなかった。複数国の海軍による共同巡視又は演習、軍旗の掲揚などの行為も、それらの目的に照らして、通常は主権の表示にならないとされている(ペドラ・ブランカ／ブラウ・バツ・プテーに対する主権事件)。

このように、国家機関の活動であっても、そのすべてが領域権原に相当する証拠と認定されるわけではない。国際裁判所は、さまざまな要素、とりわけ活動の目的を考慮して、当事国が提示する証拠の優劣を判断していると言える。

なお、私人の活動は、原則として国家に帰属しないので、国家機能・主権者として行動する意思の表示とはみなされない。ただし、私人の活動であっても、公的な規制にもとづき、又は政府の許可を得て行われたものについては、かかる機能・意思の表示とみなされる余地がある(リギタン・シパダン島に対する主権事件、カリブ海における海洋画定事件)。この場合は、純然たる私人の活動ではなく、国家による行政権の行使が、私人の活動を介して明らかになると解されるからである。

「関連要素の考慮」

こうした国家機能の表示にあたる行為がない場合でも、対象となった島が「船舶の航行に危険を及ぼす障害」として広く知られており、かつ、その島に対して競合する主権の主張が提起されていないければ、周辺を支配していた国の原始権原が認定されることもある(ペドラ・ブランカ事件／ブラウ・バツ・プテーに対する主権事件)。

地図は、領域の帰属を定める条約に添付されているときなどは、最優先の証拠として扱われる。それ以外の地図の証拠としての価値は、出所、品質および作製時期など、さまざまな要素により左右される。一般に、公式地図は、私的地図よりも価値が高い。対象領域を正確に表示している地図や、紛争発生前に作製された地図も、高く評価される可能性がある。

また、公刊物、とくに政府が出版する書籍などに対象領域が記載されている(又は記載されていない)ことが、どのような効果をもたらすのか(又はもたらさないのか)という点も、領域紛争に関する国際裁判で、しばしば提起される争点の一つである。国際裁判所は、さまざまな要素を考慮して、その効果

を判断してきた。紙幅の関係もあり、ここでは、事実の描写が主たる目的であるとして、政府公刊物への記載の有無を重視しなかった裁判例(ペドラ・ブランカ／ブラウ・バツ・プテーに対する主権事件)があることを指摘するにとどめておこう。



国家機能・主権者として行動する 意思の表示と 認められるもの

裁判記録、課税、土地の登記、関係法律の制定、施設の構築(マンキエ及びエクレオ事件)

狩猟及び漁業に関する法律の制定(東部グリーンランド事件)

海がめの卵の採取に関する規制管理措置、鳥類保護地区の設置(リギタン島及びシパダン島に対する主権事件)

出入国管理規制(出入国審査官による対象領域への訪問、第三国国民に対する労働許可および査証の発行)(カリブ海における海洋画定事件)

関係国公務員に対する対象領域への訪問許可(ペドラ・ブランカ／ブラウ・バツ・プテーに対する主権事件)

「極小の島嶼」に対する航行援助施設の建設又は設置(カタールとバーレーンの海洋境界画定及び領土問題事件)

公的な規制にもとづき又は政府の許可を得て行われた私人の活動(リギタン島及びシパダン島に対する主権事件、カリブ海における海洋画定事件)



国家機能・主権者として行動する 意思の表示と 認められないもの

船舶輸送保護を主たる目的とする航行援助施設の建設・設置(マンキエ及びエクレオ事件)

複数国の海軍による共同巡視・演習(ペドラ・ブランカ／ブラウ・バツ・プテーに対する主権事件)

軍旗の掲揚(ペドラ・ブランカ／ブラウ・バツ・プテーに対する主権事件)

私人の活動(リギタン島及びシパダン島に対する主権事件、カリブ海における海洋画定事件)

3 研究チーム

研究チームは、竹島に関する資料の調査、整理、確認、画像データ化を行った。メンバーは、次のとおりである。

研究チームメンバー

調査統括 ：藤井 賢二
日本安全保障戦略研究所研究員
島根県竹島問題研究会委員(第2期～第4期)
(本事業の研究委員会委員を兼務)

主任研究員 ：山崎 佳子
島根県竹島問題研究会委員(第2期～第4期)

研究員 ：内田 てるこ
島根県竹島資料室嘱託員

事業統括 ：大崎 博之
株式会社ストリームグラフ取締役

4 研究委員会の開催

研究委員会は、事業実施期間中3回開催した。メンバー及び各回の内容は次のとおりである。

研究委員会メンバー(順不同)

委員 塚本 孝
東海大学法学部教授

委員 高井 晋
笹川平和財団海洋政策研究所
島嶼資料センター特別研究員

委員 中野 徹也
関西大学法学部教授

委員 浅羽 祐樹
新潟県立大学大学院国際地域学研究科教授

委員 杉原 隆
島根県竹島資料室特別顧問

委員 藤井 賢二
日本安全保障戦略研究所研究員
島根県竹島問題研究会委員(第2期～第4期)

回次と内容

第1回研究委員会
事業目的、実施方針を確認し、調査対象とする資料、調査計画、実施工程について助言を行うため、意見交換を行った。

第2回研究委員会
調査の進捗及び収集資料の内容を確認し、資料のとりまとめ及びその提供方法等について助言を行うため、意見交換を行った。

第3回研究委員会
最終成果について確認を行うとともに、今後の課題について整理し、本事業の総括を行った。

5 資料紹介

(ア) 日本の平穏かつ継続的な主権の行使を示す資料

資料群1 竹島の島根県編入に関する閣議決定と行政上の所管に関する資料

竹島は、1905年（明治38年）1月28日の閣議決定により、無人島であった島に「竹島」の名前がつけられ、島根県の所属となり、隠岐島司の所管となった。

今年度の調査では、当時の閣議決定の『件名録』に上記の閣議決定が記載されていることを確認した（P8参照）。当該閣議決定の前後の流れを右図に示している。

この閣議決定によって、竹島は隠岐島司の所管とされたが、このことは1909年（明治42年）に勅令54号によって島庁を置く島地が指定された際に、隠岐島庁の管轄区域として竹島が記載されていることによっても確認される（P9参照）。

隠岐島庁（長は隠岐島司）について No.2

戦前の地方制度の一つで、県知事の下で管轄区域の行政事務を所掌する機関。1888年（明治21年）閣令第3号により、島根県管下隠岐国に島司を置くこととされ、同年島根県令第51号により島庁が設置された。その後、1890年（明治23年）勅令225号により島庁は閣令よりも高い勅令によって設置し直すことが規定された。

さらに、1909年（明治42年）勅令54号により、隠岐島が正式に島庁をおく島地に指定された。（隠岐島庁の管轄区域に竹島が明記された。経緯はP9参照）

隠岐島庁は、1926年（大正15年）勅令147号地方官官制改正により廃止され、代わりに島根県隠岐支庁が設置された。ここで、竹島は隠岐支庁の所管に移された。

竹島の島根県への編入経緯と所管

1904年9月29日

隠岐在住の中井養三郎が竹島の貸下願いを政府に提出

中井養三郎が、隠岐列島の北西に位置する「リヤンコ」島と称する無人島（竹島のこと）の近海におけるアシカ漁業の保全及び資源保護のために、同島を貸下げてほしいと内務大臣、外務大臣及び農商務大臣に願い出る▶。



政府内で貸下願いについて検討

内務省から、外務省及び島根県に対し意見照会（1904年10月15日）。

島根県から隠岐島庁（左記参照）に対し、「リヤンコ」島（竹島）を隠岐島司の所管とすること、また、同島の名称について意見照会（1904年11月15日）▶。これに対し、隠岐島庁から、所管について了承し、島名を「竹島」とすべきと回答（1904年11月30日）（※1）。

閣議決定に向けて手続き開始（1905年1月10日） No.1

中井養三郎が貸下を願い出た「リヤンコ」島を竹島と名付け、島根県隠岐島司の所管とすることを閣議に諮るための文書「無人島所属ニ関スル件」を内務大臣が内閣総理大臣に提出（※2）。

閣議決定（1905年1月28日）

「竹島」の名称を定め、島根県所属、隠岐島司（左記参照）の所管とすることを決定▶。



1905年2月22日

島根県知事から隠岐島庁に対する訓令

島根県知事が竹島の位置、所属、名称、所管について告示▶。また、島根県知事は、隠岐島庁に対して、竹島の名称、所属と隠岐島司の所管とすることを訓令（指示）した▶。

※1 「乙庶第152号」『竹島』

※2 「三七秘乙第三三七号ノ内 無人島所属ニ関スル件」
『公文類聚』

No.1 『件名録』所収「無人島(隠岐島ヲ距ル西北八五里)所属ニ関スル件」

1905年(明治38年)

該当部分(内容見本記載箇所)

竹島の島根県への編入と所管を決定した閣議決定が記載された件名録

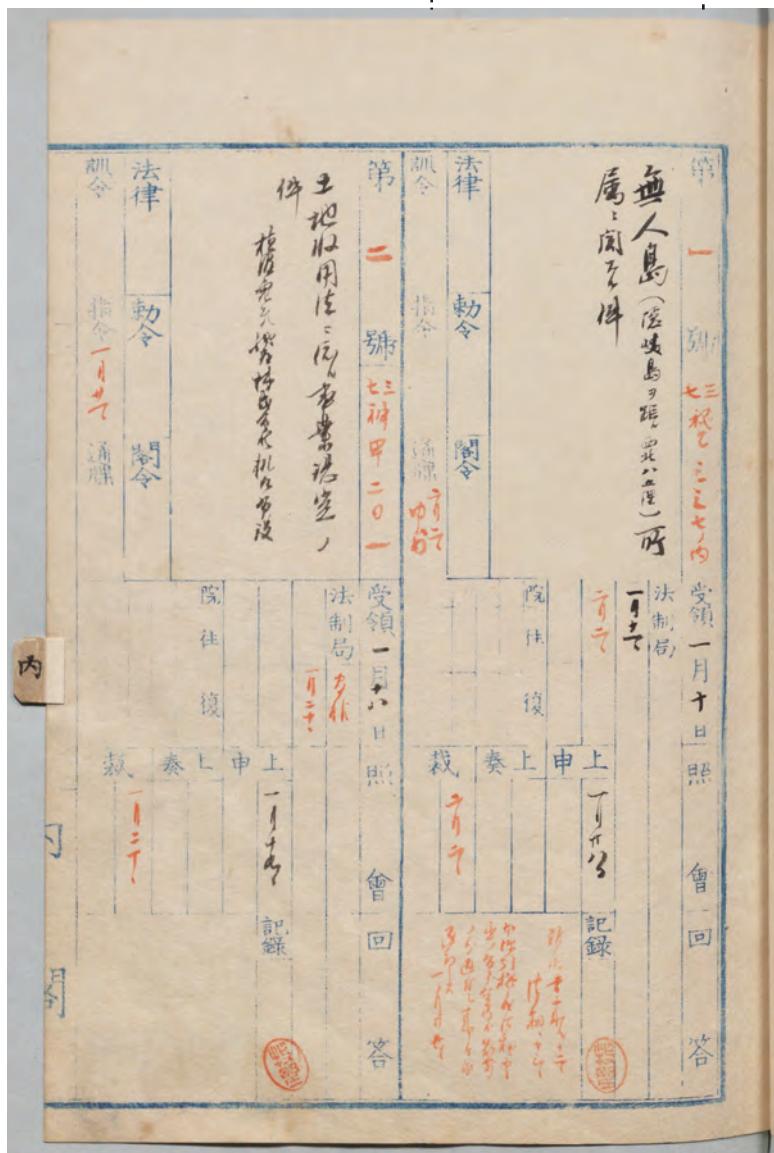
資料概要

この『件名録』は、内閣において閣議事項の整理などの事務を所掌する内閣書記官室が各省庁から送付された公文書の件名などを登録編綴したもの。1905年(明治38年)の『件名録』のうち、「内務省の部第1号」に、竹島の島根県への編入と所管に関する閣議決定の事務処理に係る記録が残されており、以下の流れがわかる。

- 1月10日:内閣書記官室が内務省から閣議請議を受領
- 1月11日:内閣法制局に回付(1月13日に関係資料を送付)
- 1月28日:閣議決定(各大臣が閣議書に署名)
- 2月2日:法制局から内閣書記官室に裁可(天皇の許可)の通知。内閣書記官室からその旨を内務省に通牒。関係書類を内務省に返却。

内容見本

第一号 三七秘乙三三七ノ内
無人島(隠岐島ヲ距ル西北八五里)所属ニ関スル件
通牒 二月二日 内務
受領一月十日
法制局
一月十一日
二月二日
上申 一月二十八日
裁 二月二日
記録 (印)
訴状書来ル十二日
法制へ十三日
本件別格ノ義法制へ申出ノ分ニテ全局より最前ノ分
返付シ来ニ付即返却ス
一月二十六日



国立公文書館所蔵

作成年月日	1905年(明治38年)
編著者	〔内閣書記官室〕
発行者	〔内閣書記官室〕
収録誌	『件名録 甲号 上』(自明治三十八年一月・至全十二月)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館で利用手続きを行う

No.2

明治42年勅令54号

1909年(明治42年)3月29日

隠岐島に島庁を置き竹島を隠岐島庁の管轄区域に正式に指定する勅令

資料概要

1909年(明治42年)に、隠岐島を島庁を置く島地に指定するとともに、竹島を隠岐島とともに改めて隠岐島庁の管轄区域に指定する勅令。

これより先に隠岐島庁は、1888年(明治21年)5月7日付の島根県令第51号により隠岐国周吉郡西郷町に設置されていた。その後、府県の機構を規定する地方官官制の改正があり、1890年(明治23年)勅令第225号地方官官制第52条によって「勅令ヲ以テ指定スル所ノ島地ニ特ニ島庁ヲ置ク」との規定が設けられた(P7参照)。

そこで、1909年(明治42年)に至り、正式に勅令によって隠岐島が島庁を置く島地に指定されることとなり、その管轄区域の中に竹島が明記された。

※この資料は、下記利用方法により一般に閲覧可能であるが、カラー画像による公開は今回が初めてとなる。

内容見本

朕島庁ヲ置ク島地指定ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
(御名御璽)

明治四十二年三月二十九日
(略)

勅令第五十四号

島庁ヲ置ク島地左ノ通指定ス

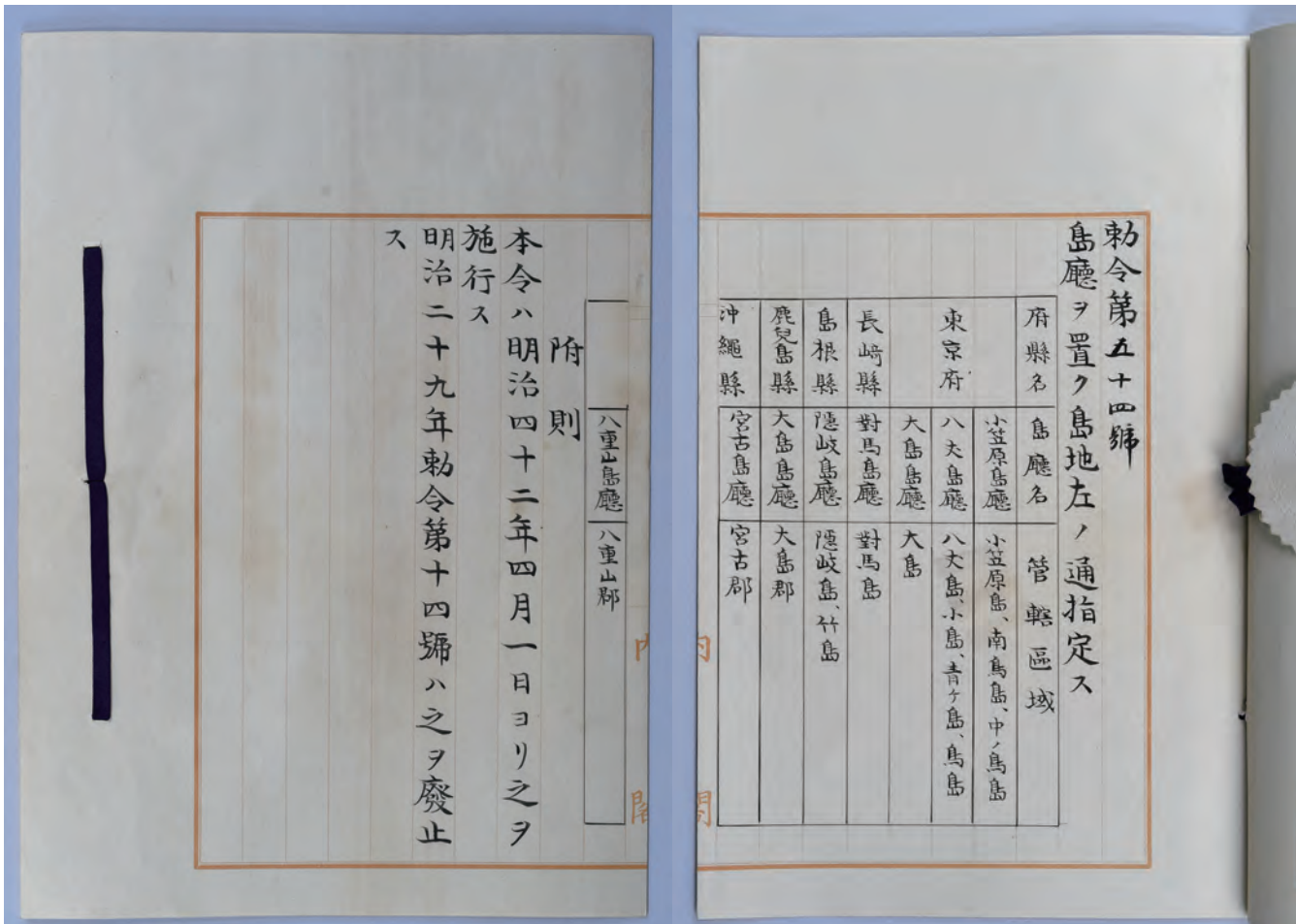
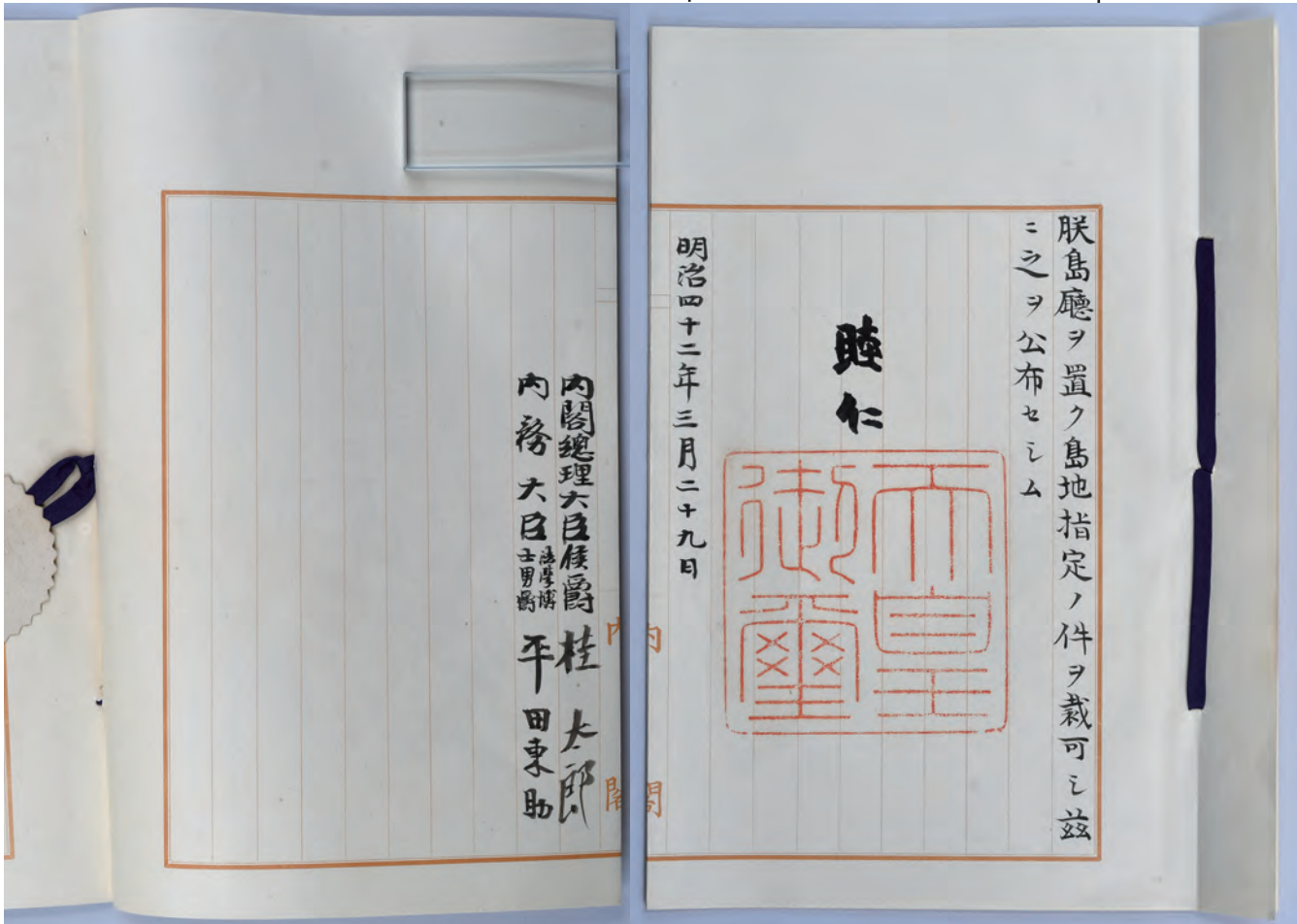
府県名 島庁名 管轄区域
(略)

島根県 隠岐島庁 隠岐島、竹島
(略)

島廳ヲ置ク島地左ノ通指定ス						府縣名	島廳名	管轄區域
鹿兒島縣	島根縣	長崎縣		東京府			小笠原島廳	小笠原島、南鳥島、中ノ鳥島
大島島廳	隠岐島廳	對馬島廳	大島島廳	八丈島廳			大島	八丈島、小島、青ヶ島、鳥島
大島郡	隠岐島、竹島	對馬島						

該当部分拡大

作成年月日	1909年(明治42年)3月29日
編著者	内閣
発行者	内閣
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立公文書館
利用方法	国立公文書館アジア歴史資料センターウェブサイト で閲覧を行う



御署名原本(資料画像は国立公文書館の許可を得て作成)

(イ) 竹島周辺で行われた調査に関する資料

資料群2 戦後竹島周辺で実施された水産資源調査

戦後、漁業操業区域(いわゆるマッカーサー・ライン)の設定による規制や、米軍爆撃演習地指定▶により、日本国民は竹島およびその周辺において漁業を行うことができなかったが、1952年(昭和27年)4月のサンフランシスコ平和条約発効以降、竹島における漁業が再開した。

竹島で漁業が行えない中、その再開が熱望されていたことは昨年度の報告書にあるとおりであるが(報H29/P7)、竹島の漁業が再開した当時、竹島の周辺水域の漁業資源に対する関心も高まっていた。

その中で、1953年(昭和28年)から国の補助事業として「対馬暖流開発調査」が始まった(五か年計画)。この調査事業は、日本海を北上する対馬暖流が関係する海域における漁業生産の向上を目標として、19道府県の水産試験場と7大学の委託研究者、水産庁所属の3つの研究所が参加して行われた(※1)。

この調査に参加した島根県水産試験場(※2)が同試験場の試験船島根丸を用いて行った調査では、同年6月16日に竹島東方11浬で「神藤堆」(しんどうたい)が発見され、竹島周辺海域の漁場としての可能性が提起された▶。(P12参照) **No.3**

また、別の参加機関である、福岡県福岡水産試験場(※3)は、隠岐から竹島に至る観測線と観測点を設定して調査を行うとともに、竹島周辺においてアシカを確認していた。同試験場の調査報告においては、戦前の竹島の漁業実態についても具体的に記載されている。(P14参照) **No.4**

※1 水産庁『対馬暖流開発調査報告書 第1輯(漁況・海況篇)』(1958年)p.i

※2 現島根県水産技術センター

※3 現福岡県水産海洋技術センター

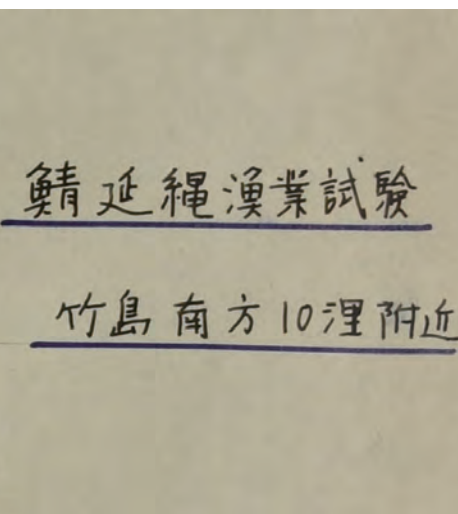
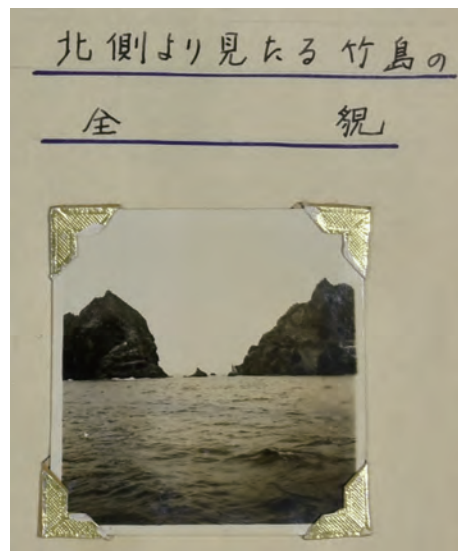
GHQ占領終了後に島根県水産試験場が実施した
竹島および周辺海域調査時の写真

資料概要

対馬暖流開発調査(P11参照)に参加した島根県水産試験場の試験船島根丸は、4回(※1)にわたって竹島に上陸し調査を行い、また、竹島周辺海域でも調査を行った。これらは、それらの様子を撮影した写真。

「鯖延縄漁試験 竹島南方十湊」と記載があるものは、1953年(昭和28年)9月1日発行の『水試月報』(島根県水産試験場:P13参照)の記述「5月28日竹島南方10湊地点で行った海洋調査では、サンマの卵と稚魚が多数採取され」と一致する。この付近は、サバなどの好漁場として有望視された。

- ※ ①1953年(昭和28年)5月28日
②同年9月17日
③同年10月21日
④1954年(昭和29年)3月23日



島根県竹島資料室所蔵

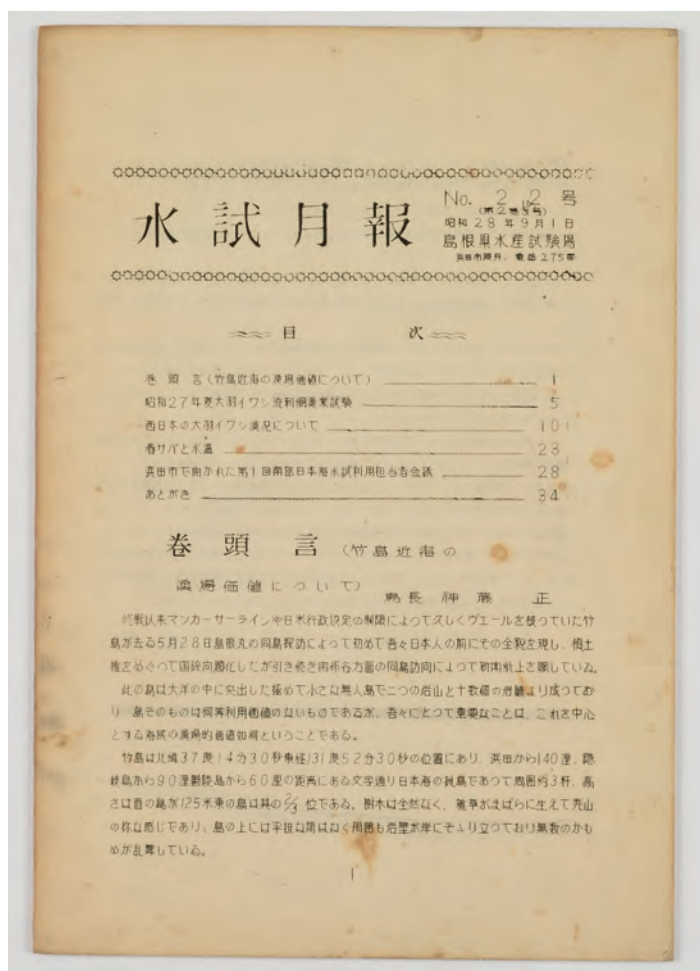
作成年月日	1953年(昭和28年)10月
編著者	個人
発行者	個人
収録誌	新井都登司氏(元島根県水産試験場長)所蔵アルバム(新井俊雄氏寄贈資料)
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県竹島資料室
利用方法	島根県竹島資料室に問い合わせを行う

内容見本

(写真)
調査に向う島根丸

北側より見たる竹島の
全貌
(写真)

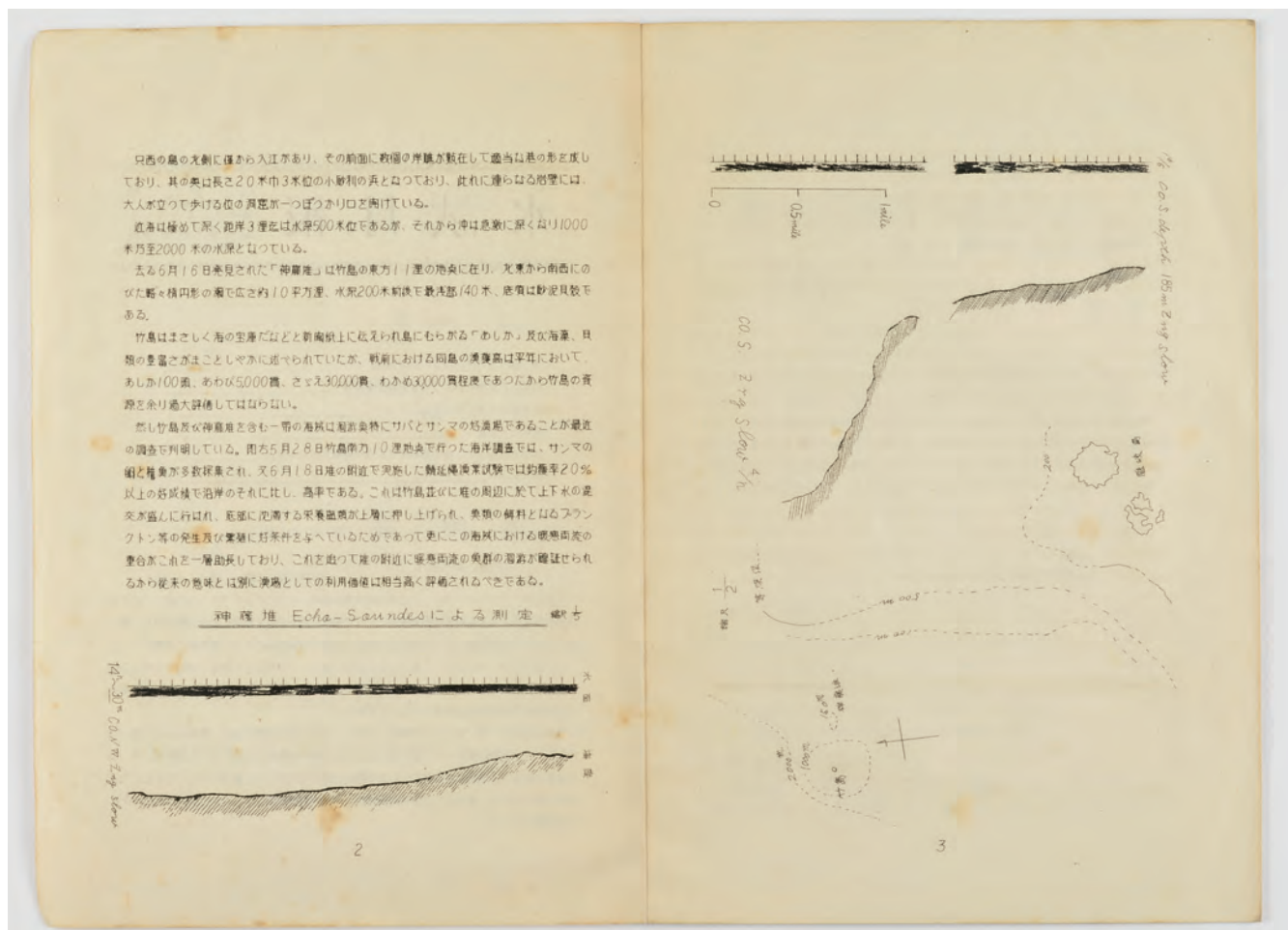
(写真) 鯖延縄漁業試験
竹島南方10湊附近



参考:「巻頭言(竹島近海の漁場価値について)」

『水試月報 22号』(1953年(昭和28年))

島根県水産技術センター所蔵



日本海中部魚道の海況漁況(沖島-竹島-隠岐島)

1953年(昭和28年)6月

GHQ占領終了後の福岡県水産試験場による 竹島に関する調査報告

資料概要

対馬暖流開発調査(P11参照)に参加した福岡県水産試験場は、試験船玄海丸で、1953年(昭和28年)5月10日から18日にかけて日本海中央部を回遊するサバ資源の調査を行った。

鳥取県水産試験場によるサバ延縄漁の試験(報H27/P18)等、戦前からの調査実績を踏まえて行われたこの調査では、沖ノ島(福岡県)と竹島の間でサバ、イワシの回遊を確認し、合わせて、竹島の根付の漁場としての価値も報告された。

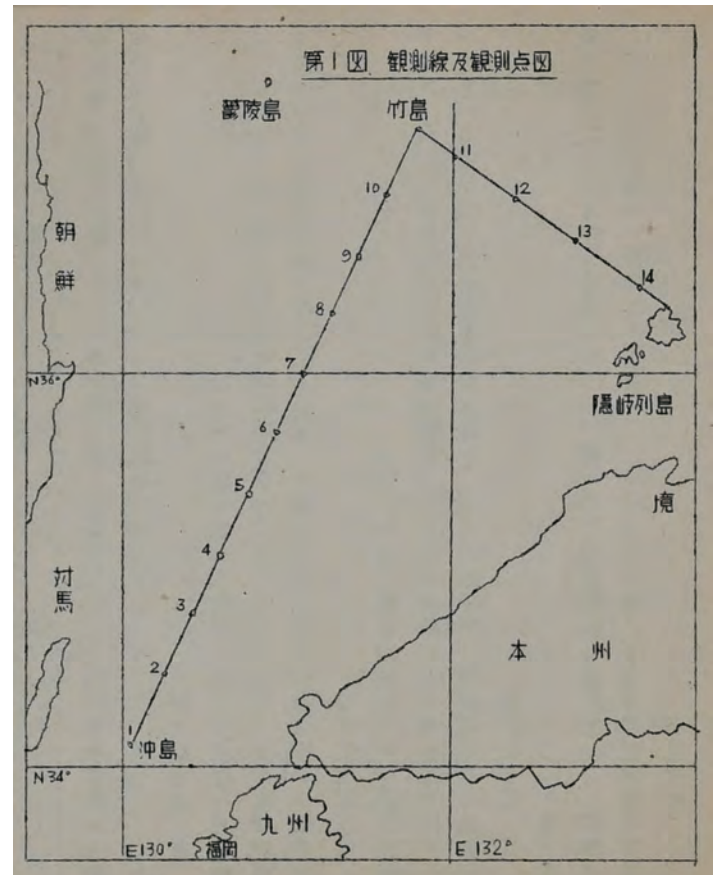
なお、この調査では竹島周辺でアシカ40～50頭を確認している。

内容見本

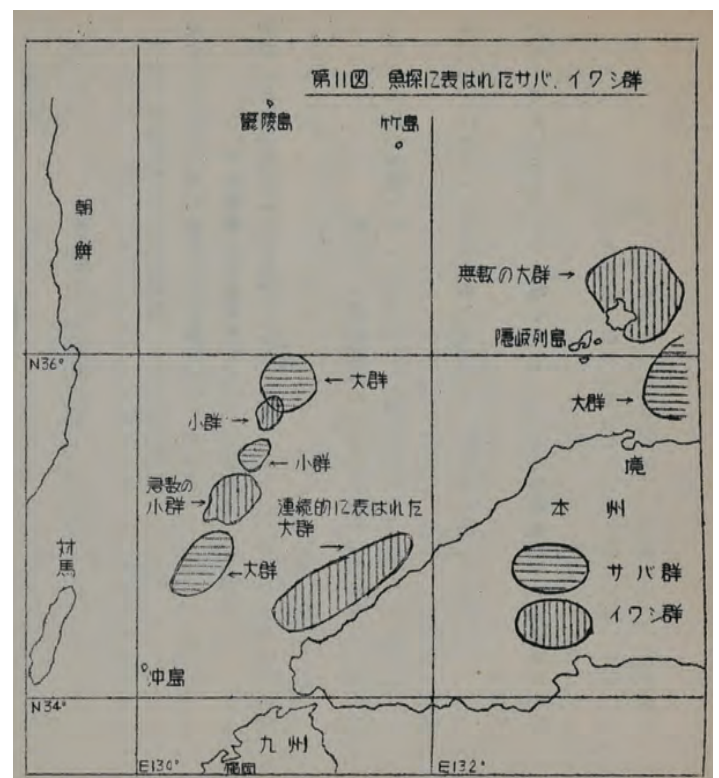
(3) 竹島周辺は冷水の侵入及び湧昇があるためか、魚群は記録されなかった。然し多数のアシカ(玄海丸の見た所では40~50頭)が遊泳していたこと及び海鳥(ママ:鳥と思われる)が非常に多い事等から考えると附近にイワシ、サバが回遊しているものと思はれる。

(略)

作成年月日	1953年(昭和28年)6月
編著者	野中進
発行者	福岡県福岡水産試験場
収録誌	げんかい第2号
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	福岡県水産海洋技術センター
利用方法	福岡県水産海洋技術センターに問い合わせを行う



福岡県水産海洋技術センター所蔵



福岡県水産海洋技術センター所蔵

- (2) 以上の主魚群と別に沖島-竹島線にはサバ、イワシの迴游道が認められる。第11, 12 図は玄海丸の漁探杖によつて得た記録によつて魚群の存在位置を示したものである。

St. 3 (沖島北東40哩) 附近の70m 戸附近及び St. 5, 6 附近の20~30m 戸にサバ群(推定1,000メ以上)が二三認められた。この外に St. 3, 4, 5, 6 の表戸近くに多数のイワシの小群が記録されたが、この St. 3, 4 の間は海鳥も多数飛んでいたので漁探の記録以外にも相当のサバ、イワシ群が居たと考へられる。之等魚群の迴游帯の水温は16° 内外である。

尚 St. 1~ St. 6 の間はフランクトン及び稚魚が相当多く採取され、特に St. 6 では、マイワシ、マサバの稚魚が多いことが注目される。稚魚網によるマイワシ、マサバ採取尾数は第14図に示した。

- (3) 竹島周辺は冷水の侵入及び湧昇があるためか、魚群は記録されなかった。然し多数のアシカ(玄海丸の見付所では40~50頭)が游泳していたこと及び海鳥が非常に多い事等から考えると附近にイワシ、サバが迴游しているものと推はれる。
- (4) 竹島・嵯峨島間は水温分布から分る様に北方冷水の下戸よりの侵入のため水温低く、最も嵯峨島よりの St. 14 の100m 戸では既に11° 内外の低水温を示している。このため50m 戸以深には殆んど魚群はみられず、表戸近くにイワシ群が多数記録されたが、サバ群は全く記録に表はれなかった。

§ IV フランクトン及び稚魚について

(資料の整理は小河、川村技師担当)

(1) フランクトン

各観測点に於ける採集フランクTONの総排水容量は第13図に示す通りであるが各点に於ける主要フランクTONについては次の様になっている。

- St. 1. *Noctiluca scintillans* が最も多い。次ぎに *Copepoda*, *Rhinicalanus* sp., *Palacalanus* 等の小型が見立つた他に *Sagitta*, 植物性では *Coscinodiscus* が可成り出現している。幼体 *Pluteus* では *Macrura*, *Mysis*, *Ophiopluteus* larva 等。
- St. 2. *Calanus*, *Euchaeta*, *Candacia*. 等の大型 *Copepoda* が目立つた。他の *Copepoda* では *Palacalanus*, *Oncaea*, *Corycaeus* 等其の他 *Sagitta*, *Evadne*, *Noctiluca*, *Coscinodiscus* 等が出現し

(11)

(ウ) 諸外国の認識を示す資料

資料群3 サンフランシスコ平和条約草案作成過程における米英(連合国)の認識

日本の敗戦とポツダム宣言の受諾

日本は、1945年(昭和20年)8月、ポツダム宣言を受諾し、連合国に降伏した。ポツダム宣言第8項は、「日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国並びに吾等の決定する諸小島に局限せらるべし」としている。すなわち、四つの島以外の日本の領域は、「吾等」(宣言署名者は、米中英の代表:※1)が決定することになっていた。そして、その決定は、戦争状態を法的に終結させるための条約であるサンフランシスコ平和条約(以下、条約という。)において行われた。

サンフランシスコ平和条約の起草経緯

条約の起草作業は、米国においては、1947年(昭和22年)頃から作業が開始され、1950年(昭和25年)以降、他の連合国との間で意見調整が進められた。他方、英国は、英連邦諸国で草案を作成しようとしていたが、意見がまとまらず、単独で草案を作成していた。1951年(昭和26年)4月から6月にかけて米英間で協議し文言を確定させていった。

(1) 米国草案

1947年に、米国国務省が最初に作成した草案では、竹島は、日本が放棄する朝鮮の一部に含まれるとされていた。しかし、その後、1949年(昭和24年)末に作成された草案では、竹島は日本の領域を構成する島嶼の一つとされた。

その後、1950年(昭和25年)夏、草案全体の構成が見直され、日本の領域を列挙するのではなく、日本から分離する領域を規定する構造になった。これにともない、条文上、竹島が日本の領域であるとする規定もなくなった。

(2) 米国と各国の間の意見調整

米国は、関係国との条約交渉に先立ち、条約草案の作成に当たっての基本的な考え方をまとめた「対日

※1 ソ連も対日参戦に際し参加。また、「ポツダム宣言の条項を誠実に履行すること」が定められた降伏文書には、さらに豪州、カナダ、オランダ、ニュージーランドの代表も署名している。

サンフランシスコ平和条約起草時における関係国協議経緯

ポツダム宣言受諾

※P3参照

日本国の主権は、本州、北海道、九州及び四国と「吾等の決定する諸小島に局限」されるとされた。

1947年頃～ 米国内及び英連邦諸国において それぞれ条約起草に向け作業、意見調整

※1950年6月、朝鮮戦争勃発(検討内容に影響)

1950年9月 「対日講和7原則」

No.5

米国、条約の内容を簡単に7項目にまとめた形で関係国に提示し、非公式協議

1950年10月19日 オーストラリアが米国に質問
1950年10月 米国がオーストラリアに回答

1951年3月23日 米国草案作成

米国、条約草案を関係国に提示し、協議

1951年4月25日-5月4日 米英事務レベル協議

No.6

米国、草案を独自に作成していた英国と事務レベル協議、米英共同草案作成(1951年5月3日)

1951年6月14日 改訂米英共同草案

米英協議で作成した草案を改訂、7月、関係国に提示され協議

1951年9月8日 サンフランシスコ平和条約調印

1952年4月28日発効

講和7原則」(P18参照)を示し、関係国に意見照会した。

1950年(昭和25年)10月、豪州外務省は、日本の領域に関し詳細な情報を米国に求めた(P18参照)。これに対し、米国は、日本が竹島を引き続き保持する旨回答している。(P19参照)

これらのやりとりを踏まえ、1951年(昭和26年)3月、米国は条約草案を作成し、関係国に示し、協議を開始した。No.5

(3) 米英協議

英国は、独自の草案を作成していたが、1951年(昭和26年)4月25日から5月4日まで米国と集中的に協議し、互いの草案をすり合わせた。

5月2日の第7回協議において、領域条項については、日本の領域の範囲を特記せず、日本から分離する地域を規定する米国草案の構造をとることで一致した(報H29/P33-35)。その上で、英国は、日本と朝鮮の間にある島嶼の帰属を明記すべき旨主張し、その結果、たんに朝鮮に対する権利等を放棄するとしていた米国案の規定に「済州島、巨文島及び鬱陵島を含む」朝鮮との文言を加えることとなった(朝鮮放棄規定)。この調整過程は、5月3日の米英共同草案(P20参照)に反映されている。6月14日には、これらの協議を踏まえた改訂米英共同草案が作成された。No.6

(4) 関係国との協議

同年7月以降も関係国との協議が継続されたが、朝鮮放棄規定は、改訂米英共同草案から変更されることなく、採択された。

(5) 採択された条文

朝鮮放棄規定は、次のようになった。

「第二章(領域)

第二条

(a) 日本は朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する。」

上記の起草経緯から、条約の当事国は、日本が竹島を放棄するという案を採用せず、竹島は引き続き日本の領域にとどまるとの認識を共有した上で、本条を採択したことがわかる(※2)。

※2 国際法上、「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈する」(条約法に関するウィーン条約第31条第1項)。そして、この方法によって得られた意味を確認するため、またはこの方法による解釈では意味があいまいな場合に意味を決定するため、「解釈の補足的な手段、特に条約の準備作業及び条約の締結の際の事情に依拠することができる」(同第32条)。なお、サンフランシスコ平和条約第22条において、「…条約の解釈又は実施に関する紛争が生じたと認めるときは、紛争は、いずれかの紛争当事国の要請により、国際司法裁判所に決定のため付託しなければならない。」とされている。ただし、韓国は同条約の締約国ではない。

ANSWERS TO QUESTIONS SUBMITTED BY THE AUSTRALIAN GOVERNMENT ARISING OUT OF THE STATEMENT OF PRINCIPLES REGARDING A JAPANESE TREATY PREPARED BY THE UNITED STATES GOVERNMENT.

米国「対日講和7原則」に対する豪州の質問に対する米国の回答

1950年(昭和25年)10月

サンフランシスコ平和条約の協議過程において、米国は、竹島が日本の領土に含まれるとの認識を豪州に伝達し、豪州は英国とも共有

資料概要

1950年(昭和25年)9月、米国は、条約の要点をまとめた「対日講和7原則」(※1)を各国に示し、条約草案の作成に向けて非公式な協議を開始した(P17参照)。この「原則」の中の「(3) 領域」では、「日本国は、(a)朝鮮の独立を承認し…」とのみ簡単に記述され、諸小島に関する言及がなかった((b)は琉球、小笠原、(c)は台湾、澎湖諸島、南樺太、千島関係)。

この点について、豪州外務省は、より詳細な情報を求めた。これに対し、米国国務省は、回答の中で、竹島を古くから日本のものと認められており、引き続き日本が保持する島の一つであるとした。また、この回答の写しは豪州から英国にも共有されており(P19参照)、交渉国が、竹島の帰属についても検討を行いながら起草作業を進めていたことがわかる。

1950年(昭和25年)夏以降、米国が作成した条約草案は簡略化され、その構造が最終的に採択された条文でも維持されたため、条約中に、竹島の帰属について直接言及する条文はない(経緯につきP16参照)。しかし、このような構造の中でも、日本が竹島を保持するとした米国の方針は不変であったことがこの資料からわかる。

なお、豪州に対する米国の回答については、先行研究においても知られていたが(※2)、豪州外務省が米国から受け取った回答の写しが英国に共有されていたことは、管見の限り、はじめて明らかになった事実である。

※1 同年11月24日に米国国務省が公表。これには、(1)当事国、(2)国際連合(日本の加盟が考慮されること)、(3)領域、(4)安全保障、(5)政治的及び通商の取極、(6)請求権と(7)紛争について米国の条約起草に当たっての要点が示された。原題は「“SEVEN POINTS” PROPOSAL ON JAPANESE PEACE TREATY MADE BY U.S.」。邦題は「日本外交文書 サンフランシスコ平和条約 対米交渉」(pp.94-98)より。外務省外交史料館日本外交文書デジタルコレクション(ウェブサイト)で閲覧可能。

※2 RG59, Decimal File 1950-54, Box 3007, 694.001/10-2650(米国国立公文書館)、Foreign Relations of the United States (FRUS) 1950年版(Volume.VI, p.1327-)(米国国務省ホームページ)

作成年月日	1950年(昭和25年)10月
編著者	オーストラリア外務省
発行者	オーストラリア外務省
収録誌	Japanese Peace Settlement (Item Barcode:140407)
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	オーストラリア国立公文書館
利用方法	オーストラリア国立公文書館で利用手続きを行う



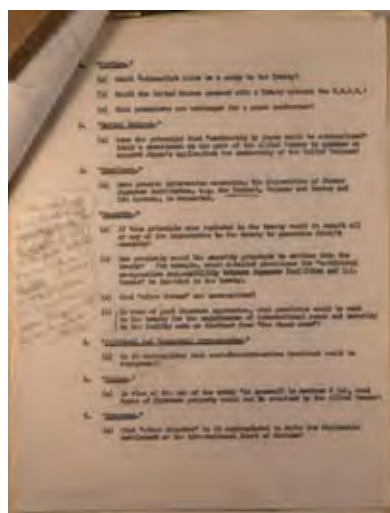
The Australian Government would appreciate clarification of certain questions arising out of the statement of principles which the United States Government would wish to see reflected in a treaty with Japan.

オーストラリア政府は、米国政府が日本との条約に反映を希望するとする原則についていくつか疑問がありますので、詳しく伺えれば幸いです。

(Handed to Mr. John Allison, State Department Office of North East Asian Affairs: 19th October 1950)

(1950年10月19日、国務省北東アジア部ジョン・アリソン氏に手交)

オーストラリア国立公文書館所蔵
(資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供)



3. “Territory”

(a) More precise information concerning the disposition of former Japanese territories, e.g. the Paracel, Volcano and Marcus and Izu Islands, is requested.

3. “領域”

(a) 西沙諸島、硫黄島並びに南鳥島及び伊豆諸島等の旧日本領の処分に関するより正確な情報が求められる。

SECRET

※SECRETとあるが現在は公開済み

秘密

ANSWERS TO QUESTIONS SUBMITTED BY THE AUSTRALIAN GOVERNMENT ARISING OUT OF THE STATEMENT OF PRINCIPLES REGARDING A JAPANESE TREATY PREPARED BY THE UNITED STATES GOVERNMENT. THESE ANSWERS ARE INFORMAL AND WITHOUT COMMITMENT ON THE PART OF THE UNITED STATES GOVERNMENT.

資料タイトル

米国政府が準備した日本との条約に関する原則に関する声明から生じる
オーストラリア政府から提出された質問に対する回答

資料タイトル(訳)

3. "Territory"

More precise information concerning the disposition of former Japanese territories, e.g. the Paracel, Volcano and Marcus and Izu Islands, is requested.

オーストラリアから
米国に対する質問

It is thought that ..., Takeshima, ..., all long recognized as Japanese, would be retained by Japan. ...

米国からの回答

3. "領域"

(a) 西沙諸島、硫黄島並びに南鳥島及び伊豆諸島等の旧日本領の処分に関するより正確な情報が求められる。

オーストラリアから
米国に対する質問(訳)

…竹島…はすべて古くから日本のものと認識されており、日本によって保持されるであろうものと考えられる。

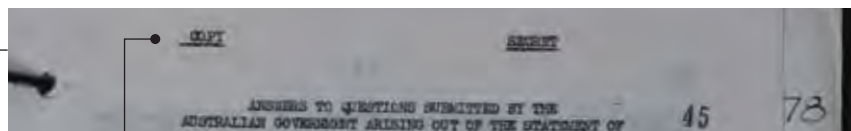
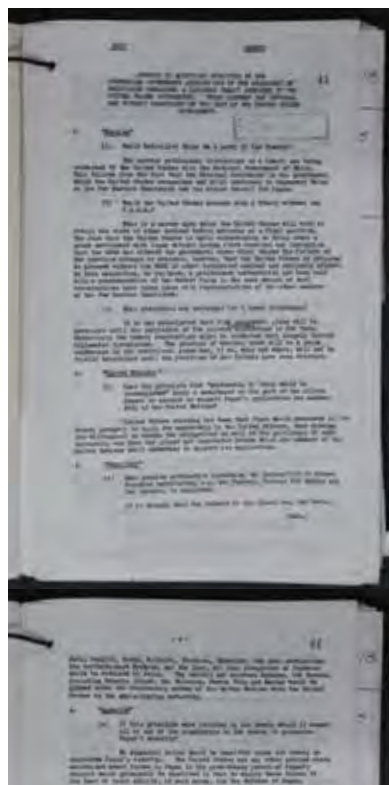
米国からの回答(訳)

オーストラリア国立公文書館所蔵

(資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供)

【参考】英国に共有されていた写し(オーストラリア外務省の質問とそれに対する米国国務省の回答)

1950年(昭和25年)11月2日に在米国豪州大使館から、在米国英国大使館に提供されたと考えられる資料



COPYの記載がある。

※SECRETとあるが現在は公開済み

この部分に上記「3. 領域」と同じ内容がページをまたがって記載されている。

Japanese peace treaty: United States policy: declaration of terminating a formal state of war with Japan: formation of a Commonwealth working party: record of London meeting between Mr Bevin and Mr Acheson. Code FJ file 1021 (papers 168-197) (FO371/83835)

英国国立公文書館所蔵(資料画像は公益財団法人日本国際問題研究所提供)

No.6

JOINT UNITED STATES/UNITED KINGDOM DRAFT OF A JAPANESE PEACE
TREATY PREPARED DURING THE DISCUSSIONS IN WASHINGTON, APRIL-MAY 1951
米英共同草案(1951年(昭和26年)4月-5月協議)

日本から除外する島に竹島を含めないことについて
米英の不一致がないことが確認できる米英共同草案

資料概要

1951年(昭和26年)4月25日から5月4日にかけて行われた米英事務レベル協議の中で作成された米英共同草案(5月3日付:P17参照)。英国外務大臣が同協議の結果を内閣に報告するために作成したメモ(5月23日付)に添付されている(ANNEX A)。

米英事務レベル協議が行われるまで、両国はそれぞれ独自の草案を作成していたが(P17参照)、英国の案をいれて作成された条項には左に一本線が引かれ、米国の案に基づいた条項には二重線が右側に引かれている。また、英国が態度を保留している部分に[ブラケット](角括弧)が付けられている。

英国草案(1951年(昭和26年)4月7日付)では、領土条項について、日本の主権が及ぶ範囲を線で囲んで明示する方式とし、その線の外側に竹島が置かれていたが、結果的にそれは採用されなかった。また、第2条の「日本国は、朝鮮(済州島、巨文島および鬱陵島を含む。))に対するすべての権利、権原および請求権を放棄する。」の部分について、米英両国の意見の不一致がないことが分かる(※)。

左右に線が引かれた米英共同草案自体は、米国国務省のウェブサイト(FRUS)でも公開され、また、今回調査した英国外務省作成報告書についても他分野の先行研究では参照されているが、領土条項、特に竹島に関連してこの米英共同草案が取り上げられてはおらず、今年度、(公財)日本国際問題研究所と連携して行われた英国国立公文書館における調査によってこの資料を確認した。

※ 米国草案(1951年(昭和26年)3月23日付)の第3条(領域)では、日本は「朝鮮、台湾と澎湖諸島に対するすべての権利、権原および請求権を放棄する」とだけ記述され、島嶼名への言及はなかったが、第7回米英事務レベル協議(同年5月2日)において、両国は米国草案の文章構成をもとに、日本と朝鮮の間にある島嶼の帰属を明確化するため、日本に放棄させる島嶼として、竹島を除外しつつ、「済州島、巨文島及び鬱陵島」の3島を挿入することで一致した(報H29/P33-35)。その結果が、この米英共同草案に反映されている。

作成年月日	1951年
編著者	英国外務大臣
発行者	英国外務省
収録誌	Parts I-II: Peace Treaty (PREM8/1404)
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	英国国立公文書館
利用方法	英国国立公文書館で利用手続きを行う

内容見本

ANNEX A
JOINT UNITED STATES/UNITED KINGDOM
DRAFT OF A JAPANESE PEACE TREATY
PREPARED DURING THE DISCUSSIONS IN
WASHINGTON, APRIL-MAY 1951
[United Kingdom contributions are single sidelined;
United States contributions are double sidelined.]
(text omitted)

Chapter II. - Territory
ARTICLE 2
Japan renounces all rights, titles and claims to Korea
(including Quelpart, Port Hamilton and Dagelet),
[Formosa and the Pescadores]; and also all rights, titles
and claims in connexion with the mandate system [or
based on any past activity of Japanese nationals in the
Antarctic area]. Japan accepts the action of the United
Nations Security Council of 2nd April, 1947, in relation
to extending the trusteeship system to Pacific Islands
formerly under mandate to Japan.
(United Kingdom reserves position on passages
between square brackets.)
(text omitted)

(訳)
添付A
1951年4月-5月にワシントンで行われた対日講和条約に関する米英協議において作成された米英共同草案
[英国の案をいれて作成された条項は一本線、米国の案に基づいた条項には二本線]
(略)

第2章 領域
第2条
日本は、朝鮮(済州島、巨文島および鬱陵島を含む。)、
[台湾と澎湖諸島]に対するすべての権利、権原および請求
権を放棄し、且つ委任統治制度に関連する[または南極地
域における日本国民の過去の活動に基づいた]すべての権
利、権原および請求権を放棄する。日本は、旧日本委任統治
下にあった太平洋諸島への信託統治制度に関連した、1947
年4月2日の国際連合安全保障理事会の行動を受諾する。
(英国は角括弧で囲んだ部分につき立場保留)
(略)

※SECRETとあるが現在は公開済み

7

SECRET

ANNEX A

JOINT UNITED STATES/UNITED KINGDOM DRAFT OF A JAPANESE
PEACE TREATY PREPARED DURING THE DISCUSSIONS IN
WASHINGTON, APRIL-MAY 1951

[United Kingdom contributions are single sidelined; United States contributions are double sidelined.]

PREAMBLE

..... hereinafter referred to as "the Allied Powers," of the one part, and Japan, of the other part;

Whereas the Allied Powers and Japan are resolved that henceforth their relations shall be those of nations which, as sovereign equals, co-operate in friendly association to promote their common welfare and to maintain international peace and security, and are therefore desirous of concluding a Treaty of Peace which will settle questions still outstanding as a result of the existence of a state of war between them and will enable Japan to carry out her declared intentions to apply for membership in the United Nations Organisation and in all circumstances to conform to the principles of the Charter of the United Nations; to strive to realise the objectives of the Universal Declaration of Human Rights; to seek to create within Japan conditions of stability and well-being as defined in Articles 55 and 56 of the Charter of the United Nations and already initiated by post-war Japanese legislation; and in public and private trade and commerce to conform to internationally accepted fair practices;

Whereas the Allied Powers welcome the intentions of Japan set out in the foregoing paragraph;

Have therefore agreed to conclude the present Treaty of Peace, and have accordingly appointed the undersigned Plenipotentiaries, who, after presentation of their full powers, found in good and due form, have agreed on the following provisions.

Chapter I.—Peace

ARTICLE 1

The state of war between Japan and each of the Allied Powers is hereby terminated as from the date on which the present Treaty comes into force between Japan and the Allied Power concerned.

Chapter II.—Territory

ARTICLE 2

Japan renounces all rights, titles and claims to Korea (including Quelpart, Port Hamilton and Dagelet), [Formosa and the Pescadores]; and also all rights, titles and claims in connexion with the mandate system [or based on any past activity of Japanese nationals in the Antarctic area]. Japan accepts the action of the United Nations Security Council of 2nd April, 1947, in relation to extending the trusteeship system to Pacific Islands formerly under mandate to Japan.

(United Kingdom reserves position on passages between square brackets.)

ARTICLE 3

Japan will concur in any proposal of the United States to the United Nations to place under its trusteeship system, with the United States as the administering authority, the Ryukyu Islands south of 29° north latitude, the Bonin Islands, including Rosario Island, the Volcano Islands, Parece Vela and Marcus Island. Pending the making of such a proposal and affirmative action thereon, the United

6 あとがき(研究チーム)

平成26年度に開始された「竹島に関する資料調査及び編纂」事業は、翌年度以降も継続され、今年度で5年目の節目を迎えた。

初年度は、島根県を調査対象地域として、主に竹島の島根県への編入(1905年(明治38年))以降の資料を調査収集し、平成27年度は鳥取県や東京都を対象範囲を広げ、島根県への編入に至る過程の資料や、遅くとも17世紀半ばには竹島の領有権を確立していたことを示す江戸期の資料を収集した。

平成28年度には、『独島問題概論』のように、過去の韓国の主張の中に今の韓国の主張との矛盾が示されている資料や、戦後も一貫して竹島が日本の領土として扱われていることを示す資料を調査収集している。平成29年度は、それらに加え、戦後の日本の領土を確定したサンフランシスコ平和条約の草案作成過程を詳細に把握していく取り組みが進んだ。

この流れを受け、今年度は主に二つのことに主眼をおいて作業を行なった。一つは、竹島に対して平穩かつ継続的な主権の行使がされてきたことを示す資料について、過去収集したものを改めて整理しつつ、新たに論点を設定して資料を調査することである。この作業の成果は、この報告書の資料群1(竹島を島根県に編入する閣議決定と竹島の行政上の所管に関する資料)に反映した。この報告書のはじめには、国際法に関するコラムを掲載したが、コラムと合わせて資料群1をご覧いただくことで、それらの資料が持つ意味を考えていただけたと思う。

もう一つは、サンフランシスコ平和条約の草案作成の過程についてさらに調査を進めることである。これについては、公益財団法人日本国際問題研究所との連携のもとに調査が行なわれた。同研究所では、英国、豪州等において調査を行っており、資料群3(サンフランシスコ平和条約草案作成過程における米英(連合国)の認識)で紹介した資料画像中には、同研究所から提供を受けたものが含まれている。その結果、日本が放棄する朝鮮の範囲に竹島を含めないことについて、米英の不一致がないことを確認できたことなど、これまでに増

して詳細に英米(連合国)の認識を把握することが可能となった。

以上、これまでの五年間の調査を俯瞰すると、この事業が始まる時点でその存在が知られていた資料を広く収集し、一元管理できるようにデータ化を進めていく作業はもちろんのこと、それまでおそらく知られていなかった資料を調査によって確認し、合わせてデータ化することもできた。

海外にある資料収集結果も含めれば、竹島をめぐる出来事や、継続的に我が国が主権を行使してきたこと、そして、それをどのように諸外国が認識していたのか、事実(ファクト)を概ね明らかにすることができたと考えている。その結果、資料群という情報基盤の構築が進み、その一部が「竹島資料ポータルサイト」(内閣官房領土・主権対策企画調整室)からも発信されている。(ポータルサイトに掲載されている資料は▶マークが付いている)

しかしながら、江戸期、島根県への編入に至る過程、島根県への編入後、戦後といった各時期についての総括的な説明の作成と、そのわかりやすい提示が、今後の課題として残っている。

昨年度には、「領土・主権展示館」が日比谷にオープンしている。また、竹島が日本固有の領土であることを指導するよう明記した学習指導要領の改訂により、竹島問題についての学習がより充実することが期待される。海外に対しても、竹島についてその事実を、背景を含めてもっと発信していくことが必要であることは言うまでもない。そういった発信、いわば広報の機会に、この事業の成果が効果的に活用されるよう、情報基盤の構築からさらに進んだ取り組みができれば幸いである。

今年度も、主に次頁に挙げた調査対象機関や個人の方々に多大なご協力をいただいた。また、国立公文書館には、御署名原本の撮影を許可いただいた。ここに記して深く御礼申し上げる。

研究チーム調査統括
藤井賢二

調査先

国立国会図書館(東京本館)
 国立国会図書館(関西館)
 国立公文書館
 外務省外交史料館
 公益財団法人日本国際問題研究所
 島根県総務部総務課
 島根県公文書センター
 島根県竹島資料室
 島根県立図書館
 萩博物館(山口県萩市)
 福岡県水産海洋技術センター
 国立大学法人九州大学
 個人



竹島に関する資料調査報告書

平成30年度 内閣官房委託調査

平成31年3月 株式会社ストリームグラフ